

（仮称）越谷市犯罪被害者等支援条例（概要）に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1. パブリックコメントの実施の概要

意見募集期間	令和6年12月15日（日）から 令和7年1月14日（火）まで
周知方法	広報こしがや(令和6年12月号)、越谷市公式ホームページ
公表資料の閲覧場所	くらし安心課（本庁舎3階） 行政資料コーナー（エントランス棟2階） 各地区センター（13か所） 越谷市公式ホームページに掲載
意見提出方法	上記閲覧場所へ提出（窓口持参又は意見箱への投函） 郵送、電子メール、ファックス、電子申請

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントの総数	意見件数：7件（提出人数3人）	
提出方法の内訳	窓口持参（くらし安心課）	0件（0人）
	意見箱	1件（1人）
	郵送	0件（0人）
	電子メール	0件（0人）
	ファックス	3件（1人）
	電子申請	3件（1人）
意見への対応区分	A：意見を反映する	2件
	B：意見、質問として受けるが、反映しない	3件
	C：その他（要望等）	2件

3. パブリックコメントのご意見と市の考え方について

※パブリックコメントの結果整理の都合上、意見を一部要約させていただいております。

整理 番号	ご意見の要旨	市の考え方	対応 区分
1	条例に「犯罪被害者等支援計画」を策定する旨の条文を入れていただきたい。	現時点において、市として「犯罪被害者等支援計画」を制定する旨を条文に入れる予定はございませんが、犯罪被害者等の状況を踏まえ、警察等の関係機関及び庁内関係課と連携し、必要とされる支援を適切に行ってまいります。	B
2	「犯罪被害者等支援計画」を策定していく中で犯罪被害によって高次脳機能障害が残った方への相談・支援について記載していただきたい。	犯罪被害者等が置かれる状況、必要とされる支援は様々であることから、高次脳機能障害に限らず、必要とされる支援については迅速かつ柔軟な対応ができるよう、関係機関及び庁内関係課と連絡調整のうえ、相談・支援に努めてまいります。	B
3	今後、具体的な施策を展開する中で越谷市として犯罪被害者等に提供できる「被害者支援ノート」のような配布物を作っていただきたい。	庁内関係課をはじめ、関係機関の相談窓口一覧を作成し、相談者の方へ配布することで負担を軽減できるよう、調整を図ってまいります。 また、埼玉県警察では、犯罪被害者やそのご家族等が必要とする情報を掲載した「被害者の手引き（サポートブック）」を作成していることから、埼玉県警察との連携も図	C

		ってまいります。	
4	犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減又は回復を図るため、損害破損が出た場合の請求、事件の解決について遅れないように対応をお願いしたい。	事件の早期解決に向けた対応については、警察の所管となりますが、本市において犯罪被害者等から相談を受けた際には、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、関係機関と連絡調整のうえ、相談・支援に努めてまいります。	C
5	令和３年時に意見公募手続きがなされたものの、結果として条例が制定されなかったが、埼玉県内においては犯罪被害者等支援条例を制定している自治体が増えているので、今回は制定していただきたい。	市として犯罪被害者等への支援を推進する方針を示し、これまで以上に支援体制を整備するためにも、早期の制定を目指します。	A
6	見舞金の支給について「傷害を受けた者」の定義が不明ですが可能な限り対象を広くしていただきたい。また、自治体間で格差が生じないように、少なくとも「性犯罪の被害に遭った者」も見舞金の支給対象としていただきたい。	見舞金の対象となる範囲については、他自治体の施策や支援についても調査を行い、別途条例施行規則において定める予定です。	A
7	犯罪被害に遭った場合、精神的にショックを受け、カウンセリングが必要になることもあるため、カウンセリング等の費用も助成していただきたい。	現在、市としてカウンセリング費用の助成の予定はございませんが、犯罪被害者等のニーズに応じて、市で実施するところの健康相談をご案内するなど、庁内関係課及び関係機関と連携し、必要な情報の提供及び支援を行ってまいります。	B